

一般社団法人智頭町観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人智頭町観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県八頭郡智頭町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、智頭町において町内観光関連施設や近隣の観光関係団体との密接な連携を図ることにより、地域の観光振興及び文化の発展並びに地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光地の魅力情報発信及び観光誘客事業
- (2) 観光素材の磨き上げ事業
- (3) 着地型旅行商品の企画・販売事業
- (4) 旅行業法に基づく旅行業等
- (5) 総合案内所等の指定管理受託事業
- (6) 物産及び酒類・飲食の販売事業と商品開発事業
- (7) 観光関連事業者との調整連携
- (8) 観光客の受け入れに関する環境整備事業
- (9) 町の観光政策に基づく事業の推進
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、この法人所定の様式による入会申込書を会長に提出して申し込みを行い、会長の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出ることによって、任意に

いつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(会員名簿)

第 12 条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置く。

第 3 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(開催)

第 14 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(召集)

第 15 条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が召集する。

2 総会の招集通知は、開催日より 1 週間前までに各正会員に対して発する。ただし書面をもって議決権を行使することができる旨定めた場合には、開催日より 2 週間前に発する。

(決議)

第 16 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 49 条第 2 項の定める決議においては、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会における書面決議等)

第 18 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第 16 条の規定の適用については出席した正会員とみなす。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、当該総会において出席正会員のうちから選出する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面による議決権の行使及び代理人による議決権の行使にあっては、その旨を付記すること)

(4) 決議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選定に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから選定された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第9条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第23条 会長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事はこの法人の業務を執行する。

4 理事は理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、理事及び事務局員等に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、辞任又は任期の満了後において、第21条第1項に定める定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事の職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事は有給とすることができる。

2 常勤の理事の報酬は、総会の決議を経て別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を法律の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条で定める最低責任限度額とする。（令和元年5月23日総会にて議決）

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が召集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

3 各理事は、会長に対して、理事会の目的事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が議長となる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名若しくは記名押印しなければならない。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 35 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、会費、補助金、寄附金及び事業収入、雑収入等によって構成する。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置くとともに、定款及び会員名簿

を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、定時総会後直ちに一般法人法の定めるところにより貸借対照表を公告する。

(剰余金の処分)

第40条 この法人は剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 部会

(部会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により部会を設置することができる。

2 部会の委員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 46 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務諸表等を公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(個人情報の保護)

第 47 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

平成 27 年 4 月 24 日 施行

令和 3 年 5 月 25 日 一部改正

第 12 章 附則

(最初の事業年度)

第 48 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 49 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	氏名	中村 正直
	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 5 7 番地 1
設立時社員	氏名	綾木 修二
	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字芦津 4 3 番地 3
設立時社員	氏名	小谷 博明
	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字野原 1 7 5 番地 7
設立時社員	氏名	浮田 宅一郎
	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字慶所 2 1 6 番地 1
設立時社員	氏名	西尾 富昭
	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字惣地 1 9 6 番地
設立時社員	氏名	中澤 皓次
	住所	鳥取県八頭郡智頭町大字中原 1 2 1 番地 2

(設立時役員の選出)

第 50 条 設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	中村正直	綾木修二	小谷博明	檀原和人	浮田宅一郎
	西尾富昭	西村 剛	中澤皓次	塚田武志	葉狩健一
	瀧本 覚	仲野博正	米井照世	米井哲郎	田中慎一
	山中章弘				
設立時代表理事	米井哲郎				
設立時監事	若 良二	森田明彦			

(法令の準拠)

第 51 条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従うものとする。

以上、一般社団法人智頭町観光協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 4 月 24 日

設立時社員 中村正直

設立時社員 綾木修二

設立時社員 小谷博明

設立時社員 浮田宅一朗

設立時社員 西尾富昭

設立時社員 中澤皓次